

## 第24回

# 大網白里市農業委員会総会議事録

令和3年4月9日（金）

保健文化センター 視聴覚室（ホール）

## 第24回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年4月9日（金）

2、開催場所 保健文化センター 視聴覚室（ホール）

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦

4、出席委員（17名）

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	4番	積田敏春
5番	川嶋一美	6番	林千佳夫
7番	榎澤正治	8番	板倉小百合
9番	内海亮一	10番	梅原英男
11番	若菜義人	12番	志賀典夫
13番	齋藤重幸	14番	布施和彦（会長）
15番	鵜澤英夫（職務代理者）	16番	今関喜明
17番	蔭山秀男		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
（整理番号1～2）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
（整理番号1～2）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について  
（利用権設定）

第6 議案第4号 農用地利用配分計画案の作成について  
（農地中間管理事業）

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
（整理番号1）

第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
（整理番号1）

第9 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1～3)

第10 報告第4号 転用事実確認証明について(整理番号1～3)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 好	主 査	千葉 利 憲
主任書記	戸田 久子	主任書記	小田切 基 樹

◎開 会

○議長 ただいまから第24回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席者委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時00分)

---

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議がないものと認め、指名いたします。

今関喜明委員、積田敏春委員、両名にお願いいたします。

---

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

---

◎議案第1号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から、議案第1号の整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は、四天木字北下谷の地目、田が2筆、合計面積1,702平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから4ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、四天木字北下谷の地目、田が2筆、合計面積2,006平方メ

ートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の5ページから8ページとなります。

以上、整理番号1から2につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から2の案件について、権利者が同一人であることから一括して、齋藤重幸委員、よろしくをお願いいたします。

○齋藤委員 議案第1号の整理番号1と2につきまして調査報告をいたします。

内容は事務局のお話したとおりで、権利者は1番、2番とも同じ方で、義務者2人に4月1日と3日に電話確認が取れました。

この土地は、前はほかの人が耕作をしておりまして、きれいに整地されております。前の権利者が他界したことで、今回の権利者が後を、売買による所有権移転で耕作するというので、話がついているということです。

権利者は農業機械もそろっており、安心して任せられる農業経営者だと思います。慎重審議、よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 なければ、よろしければ質疑を終結して、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から2について順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり決定されました。

---

◎議案第2号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第2号でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は、四天木字南新田の地目、畑が1筆の、面積484平方メートルを買受け、専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面①に2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の9ページから17ページになります。

建築物の概要は、専用住宅が1棟で、木造2階建て、建築面積66.24平方メートル及びウッドデッキ19.11平方メートル、駐車場71.77平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、現在の環境と変わらない場所に家を建築したいために計画をしたとのこととです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外で、第1種農地に該当すると思われれます。第1種農地は、原則として許可することができない農地であります。申請地は、例外的な許可要件である住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われれます。

次に、一般的基準でございます。

まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であり、金融機関の住宅ローン

事前審査結果が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、整地を行い、境界線が低い隣地境には板土留を設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。

排水につきましては、雨水は浸透枡を設置し宅内処理、汚水と雑排水は合併浄化槽を經由して市道側溝へ放流する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、整理番号2。申請地は、四天木字南新田の地目、畑が2筆、合計面積276平方メートルを買受け、専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面①に2-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の18ページから26ページになります。

建築物の概要は、専用住宅が1棟で、木造2階建て、建築面積59.62平方メートル及び駐車場22.32平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、権利者の両親が権利者の近くで生活したいと望んでいるために計画したとのこととです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外で、第1種農地に該当すると思われれます。第1種農地は、原則として許可することができない農地であります。申請地は、例外的な許可要件である住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われれます。

次に、一般的基準でございます。

まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を金融機関からの借入金により賄う計画であり、金融機関の住宅ローン事前審査結果が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、整地のみ行う計画となっております。

排水につきましては、雨水は浸透枳を設置し宅内処理、汚水と雑排水は合併浄化槽を経由して市道側溝へ放流する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から2の案件について、義務者が同一人であることから一括して、川嶋一美委員、よろしくお願いいたします。

○川嶋委員 それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、整理番号1から2についての調査報告を行います。

内容は事務局の説明どおりですが、4月1日に権利者の代理人及び義務者より売買を委託されている市内の不動産仲介業者にも電話で話を聞きましたので、報告させていただきます。

整理番号1、2の権利者は夫婦です。権利者は2棟を建築予定ですが、1棟は将来、妻の両親を呼び寄せて住むとのことでした。代理人の話では、3月2日に現地を地区の区長、市の建設課に確認してもらったとのことでした。地区の区長には電話で確認しましたが、間違いないとのことでした。

現地は、4月2日に齋藤委員と私とで確認してきましたが、雑草が生い茂り、何年も耕作されていないことが分かりました。現地の南側には地区の神社があり、西側には太陽光発電が建っています。道路を挟んだ向かい側にはビニールハウスがあり、建築により干渉する畑や田はありません。

道路を挟んだ近隣のハウス農家の方にも話を伺うことができました。権利者が以前に挨拶に来たときに、工事を安全に終了してくださいということは伝えましたが、農家の作業時の機械の音や臭いについては話さなかったもので、機会があれば、農業委員のほうから話をしてほしいと言われました。後日、権利者に電話で近隣のその方の話を伝えるところ、分かりましたとのことでした。

問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から2について質疑に入ります。



希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1から2の案件について順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2の案件は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1から2につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

(午後 3時17分)

---

○議長 会議を再開いたします。

(午後 3時22分)

---

◎議案第3号 (利用権設定)

○議長 それでは、日程第5、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく整理番号21から22の案件は、農地中間管理事業により利用権設定をするものであります。また、整理番号23の案件は、林千佳夫委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退室していただくこととなります。

つきましては、整理番号1から22の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、こ

れにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないということですので、それでは、事務局から議案第3号、整理番号1から22について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書4ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明いたします。

利用権の設定を受ける者15人、利用権の設定をする者23人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が92筆で合計面積11万8,101平方メートル、畑が8筆で合計面積7,903平方メートル、田・畑を合わせた合計面積は12万6,004平方メートルでございます。

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が12件、更新契約が11件でございます。

所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1。池田地内の田が2筆、合計面積1,440平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規であります。

次に、整理番号2。池田地内の田が1筆、面積476平方メートル、10年、金納、10アール当たり1万円、新規であります。

次に、整理番号3。山口及び大網地内の地目、田が15筆、合計面積1万2,459平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

整理番号4。山口地内の地目、田が4筆、合計面積3,360平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号5。大網地内の地目、田が6筆、合計面積5,267平方メートル、10年、物

納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号6。大網地内の地目、田が11筆、合計面積1万1,343平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

整理番号7。永田地内の地目、畑が6筆、合計面積2,800平方メートル、10年、金納、全面積で10万円、新規で、借受人は認定新規就農者であります。

次に、整理番号8。大網地内の地目、田が7筆、合計面積6,276平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号9。大網地内の地目、田が7筆、合計面積6,166平方メートル、1年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム相当額、更新であります。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号10。南横川地内の地目、田が2筆、合計面積3,090平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号11。桂山地内の地目、田が1筆、面積1,560平方メートル、6年、物納、10アール当たり米90キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号12。細草地内の地目、田が2筆、合計面積686平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新であります。

次に、整理番号13。九十根地内の地目、田が2筆、合計面積1,513平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号14。四天木地内の地目、田が7筆、合計面積1万8,788平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号15。四天木地内の地目、田が5筆、合計面積1万1,334平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号16。四天木地内の地目、田が5筆、合計面積1万1,664平方メートル、6年、金納、全面積で米900キログラム相当額、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号17。南今泉地内の地目、畑が1筆、面積3,874平方メートル、3年、金納、10アール当たり5,000円、更新で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号18。南今泉地内の地目、田が9筆、合計面積1万7,413平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号19。四天木地内の地目、畑が1筆、面積1,229平方メートル、5年、金納、全面積で1万2,000円、新規で、借受人は認定新規就農者であります。

次に、整理番号20。細草地内の地目、田が1筆、面積1,894平方メートル、3年、金納、10アール当たり1万4,000円、更新であります。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

次の整理番号21から22につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2により、農用地利用集積計画において、当該農地を中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等をする場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができるとされており、同条第3項第4号に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会より千葉県知事に協議を諮り、同意が得られていることを申し添えます。

整理番号21。九十根地内の地目、田が1筆、面積743平方メートル、10年、金納、10アール当たり米90キログラム相当額、新規であります。

次に、整理番号22。九十根地内の地目、田が3筆、合計面積1,089平方メートル、10年、金納、10アール当たり米90キログラム相当額、新規であります。

以上、整理番号1から22の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して、新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

また、整理番号21から22につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会

及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1から2の案件について、借受人が同一人であることから一括して、林千佳夫委員、よろしくお願いいたします。

○林委員 内容については、事務局の説明のとおりです。

関連がありますので、整理番号1と2を説明いたします。

貸付人、借受人の自宅に伺いまして、聞き取り調査をいたしました。貸付人の整理番号1と2は親子でありまして、2人より聞き取り、貸付人の意思は間違いありませんでした。

貸付人は、昨年、母親が手を骨折して、昨年より休耕しておりまして、面積も縮小したいということで、本年は、借受人が隣に耕作しておりますので相談したところ、快く引き受けてもらったということございまして、今回の申請に至りました。

借受人については、必要な農機具等はそろっておりまして、間違いのないと思いますが、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号7の案件について、積田敏春委員、よろしくお願いいたします。

○積田委員 それでは、議案第3号の整理番号7について調査報告いたします。

詳細は事務局説明のとおりです。

貸付人と3月31日に面談し、現地調査も行いました。申請内容に間違いはないとのことでした。

貸付人によれば、本件貸付地は、もともとは田であったものを、15年ほど前に亡くなった貸付人のおじいさんが、松の盆栽の育成販売を業としていたこともあり、50年ほど前に松の苗木の育成のため、山砂を入れて畑として利用してきたとのことでした。しかしながら、おじいさんの死亡後は、維持管理のみを行ってきたとのことでした。貸付人はサラリーマンで、数年前に実父が亡くなってからは、田も貸し、農業をしていないとのことでした。

貸付対象地には、伐根が必要な地植えされた3メートルほどの松が10本ほどありますが、全体的には管理されています。

貸付人の近隣の知人からの紹介で本件申請に至ったもので、維持管理負担が大幅に軽減されると喜んでいました。

借受人と4月1日に面談聴取し、確認しました。借受人は、近隣で観光イチゴ園を営む認定新規就農者で、イチゴの販売が好調なため、積極的に経営規模を拡大中です。本件の土地は、販売用のイチゴ栽培を予定しているとのことでした。

年内は、松の伐根や土入れ、井戸等の水の手配、電力の手配、来年の6月頃にハウスの工事に入るとのことでした。6棟のハウスを予定しているとのことでした。借受人は、昨年、イチゴ園の隣地にも利用権を設定していますが、今年の6月からハウス7棟を建設するとのことでした。

以上、問題なき案件とは思いますが、慎重なご審議、お願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号11の案件について、中村和敏委員、よろしくお願いいたします。

○中村委員 整理番号11については、事務局の説明のとおりです。

今月4日の日に貸付人に確認したところ、間違いありませんとのことでした。

借受人には3年前から耕作をお願いしていたとのこと、今回、借受人がこの申請に至った折、借受人は農業を大規模に行っており、現地もきれいに確認、耕作されており、何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号14から16の案件について一括して、内山充弘委員、よろしくお願いいたします。

○内山委員 それでは、整理番号14、15について、借受人が同じ方なので一括で調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

まず、整理番号14の貸付人には、4月1日に電話にて調査いたしました。以前より、借受人には耕作をお願いされていて、今回は、相続により申請されたと話されていました。

次に、整理番号15の貸付人にも4月1日に電話にて調査を行い、以前から申請地の作付を行っていた方が他界されたため、新たに作付を行ってくれる方を探していたところ、借受人を紹介されて、今回の申請に至ったとのことでした。

両者とも、申請内容に間違いがないということでした。

整理番号14、15の借受人にも4月1日、電話にて調査を行い、貸付人との申請の流れを伺い、間違いがないということでした。

借受人は認定農業者で、農機具設備等も整っており、問題はないと思われま

続きまして、整理番号16について調査報告を申し上げます。

理由については、事務局の説明のとおりです。

貸付人には、4月1日にご自宅に伺い、調査してまいりました。以前から申請地を作付していた方が他界されたため、新たに作付を行っている方を探していたところ、地元の委員さんから紹介されて、今回の申請に至ったとのことでした。

借受人には、4月1日に電話にて調査を行い、申請内容に間違いはないということでした。

また、借受人は認定農業者で、水稲、露地、季節野菜等に取り組む意欲的な農業者で、機械も整っておりますことから、問題はないと思われま

続きまして、整理番号18から19の案件について一括して、齋藤重幸委員、よろしくお願

いたします。

○議長 ご苦労さまでした。

借受人、借受人、ともに4月1日に電話にて確認いたしました。

借受人は、大網白里市の南今泉担当の推進委員の方とその近所の農家の方と相談し、借受人は貸付人より借りる運びとなったそうです。田を耕作しており、安心して任せられるものだというような答えでした、両者とも。

19番については、4月1日と2日に両者とも、貸付人のほうは電話で確認、借受人は本人に会っていろいろ話しましたが、このぐらいの面積では足りない、もっと増やしたいんだということ、意欲満々でした。

借受人は、認定新規就農者で、大変頑張っております。皆様のご審議をよろしくお願

いたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から22について一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号23の案件について審議に入りますが、林千佳夫委員は議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(林千佳夫委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号23について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の12ページをご覧ください。

それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号23。池田地内の田が1筆、面積1,540平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規であります。

以上、整理番号23の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して、新規契約の利用権設定について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号23の案件について、若菜義人委員、よろしくをお願いいたします。

○若菜委員 それでは、農用地利用集積計画、整理番号23について調査報告をいたします。

内容については、ただいま事務局、説明のありましたとおりでございます。

調査は、3月31日、貸付人、借受人の方より調査を行いました。

貸付人の話によると、今まで借受人の方に耕作をお願いしていたのですが、今回、話し合いにより申請手続を行うことになったとのことでした。なお、貸付人は遠方であることから、電話で確認をいたしました。

貸付人の話によると、たまたま勤めの関係で県外に住んでおりますが、実家には母親が住んでおり、本人も時々実家のほうに戻り、草刈り等を行っていることでした。この田んぼは以前から借受人の方に耕作を依頼しており、今回、このような手続を行うということになったとのことでした。

借受人にはよくしていただいております、全く問題はないと思います。よろしくお伝えくださいとのことでした。

一方、借受人の話によると、従前から耕作をしておりましたが、貸付人との話により、今回、申請手続を行うことになったとのことでした。



借受人の方は認定農業者ではございませんけれども、田植え機とかトラクター、コンバイン、乾燥機等、農機具をそろえておりますし、地域で活躍し、農業を行っている方でございます。

以上のような調査結果でした。慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号23の案件について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号、整理番号1から23について、一括して採決することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議がないと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から23を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から23は原案のとおり承認することを決定いたしました。

それでは、林千佳夫委員、入室していただくようお願いいたします。

(林千佳夫委員 入室)

---

#### ◎議案第4号(農地中間管理事業)

○議長 次に、日程第6、議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第4号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の13ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

今回は、1件の農用地利用配分計画となりますが、既に利用集積計画により農地中間管理

機構に借入れされており、新たな借受人に利用配分計画の作成により転貸しようとするものであります。

議案書の15ページをご覧ください。

表の上段に、公益社団法人千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行う者の氏名、住所が記載されております。

次に、16ページをご覧ください。

権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。

最後に、議案書19ページをご覧ください。

耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、議案第4号につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

これより、議案第4号につきまして質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号～報告第4号

○議長 次に、日程第7、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第8、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第9、報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、日程第10、報告第4号 転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

報告事項に関わる質疑、発言につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うこと

といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の20ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり、1件の届出がありました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから、届出があったものでございます。

農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の21ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり、1件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を権利設定または移転に伴い転用しようとするものでございます。

整理番号1は、所有権移転に伴い、住宅用地にしようとするものでございます。

農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の22ページから23ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり、3件の照会がございました。法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、既に住宅が建っており、遅くとも昭和58年から宅地課税となっていました。平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状況であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2。現地調査の結果、雑種地の状態となっており、一番上とその次の2筆は、遅くとも昭和58年から宅地課税となっていました。平成7年11月2日撮影の航空写真では木が生い茂っており、農地として使用されずに20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号3。現地調査の結果、既に住宅用地として造成されており、遅くとも昭和58年から雑種地課税となっていました。平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、議案書の24ページから25ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり、3件の願い出がありました。

この証明願は、農地法第4条または5条の許可後もしくは受理通知後、法務局へ地目変更登記申請をするに当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。

この証明願が提出されましたので、申請地を農業委員、推進委員と現地を確認いたしました。

結果につきましては、整理番号1は、目的どおりサバイバルゲーム場用地として転用されておりました。

次に、整理番号2は、目的どおり長屋住宅用地として転用されておりました。

次に、整理番号3は、目的どおり住宅用地として転用されておりました。

このようなことから、申請者へ事実に相違ない旨の通知を行いました。

各土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から、報告第1号から第4号まで説明が終了しましたので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第7から日程第10までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、ご連絡がありましたら、各委員または事務局からお願いいたします。

事務局お願いします。

○事務局 それでは、事務局から2点、お願いと連絡事項があります。

1点目は、令和3年度農業者年金の加入推進活動について説明いたします。

農業委員、推進委員の皆様のお手元にお配りしております封筒の中の資料を確認していただきたいと思っております。上から、資料が入っておりますが、令和3年度農業者年金の加入推進活動についてです。

次に、加入推進名簿で、農協の支所を基準に農業委員、推進委員の皆様の地区ごとに入れてあります。

次に、加入推進活動記録簿です。

次に、加入推進活動記録簿の記入例となっております。

次に、農業者年金リーフレットです。

次に、農業者年金に加入するメリットです。

次に、知って得する農業者年金のパンフレットになっております。

まず、令和3年度農業者年金の加入推進活動についてをご覧ください。

1、加入推進活動の変更についてということで、新型コロナウイルス感染症や農業者年金基金との契約の順守の観点から、現在の班編成から、農業委員、推進委員による戸別訪問に切り替えようとするものであります。

具体的には、地区ごとの名簿を各委員さんにお配りしております、委員さん1名当たり最低1件選択し、訪問していただくような形となります。

なお、戸別訪問する際には、チラシやパンフレットを活用していただきまして、名前は昔と同じだけれども、内容が変わったからパンフレットを見てくださいなど、詳細な説明までは行わなくても構いません。

その次の2、本市における加入推進体制及び加入実績についての（1）加入推進体制と（2）の加入実績につきましては、記載のとおりですので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

次、2ページをご覧いただきたいと思えます。

3の令和3年度加入推進活動の予定についてにつきましては、後ほど説明をいたします。

その次の4、事務局の業務につきましては、記載のとおりですので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

5番目、加入推進体制の変更によって見込まれる効果ですが1番目、農業委員、推進委員による農業者年金制度のイメージアップを図る。2番目、農業者と1対1で話すことによりまして、農地を探している、またはその法人化したいなど、ほかの話にもつながってくるということで、これは農地利用の最適化の推進にも関連してくるところであります。3番目、業務委託手数料の確保及び確実な加入推進活動が見込まれるということで、こちらにつきましては、市の歳入の一部という形になります。

それでは、次のページをご覧いただきたいと思えます。

令和3年度農業者年金加入推進活動スケジュール、戸別訪問の流れといたしましては、本日、令和3年4月9日の総会で農業委員、推進委員さんのほうに依頼をさせていただきます。この後、加入推進名簿を基に訪問者を決定していただくこととなりますが、農業委員の4役を中心に、訪問者が重複しないような形で調整をお願いできればと思えます。

その後、農業者宅に訪問していただきまして、訪問した結果を加入推進活動記録簿に記入していただきます。それと併せまして、毎月提出していただいております農業委員会活動記

録簿にも併せて記入をお願いいたします。それで、令和3年7月8日の総会のときに、加入推進活動記録簿を提出していただくという流れになります。

その後、その都度という形になるんですが、興味のある農業者への説明につきましては、委員さんと事務局でその農業者の方に訪問できればと思っております。

それと、その間の令和3年6月10日の総会につきましては、県農業会議職員による講習会を予定しております。

令和3年度農業者年金加入推進活動スケジュールにつきましては以上となります。

続きまして、2点目の2021年農業委員会活動記録セットについて、小田切主任書記から説明いたします。

○事務局 では、私のほうから説明させていただきます。

2021年農業委員会活動記録セットについて説明いたします。

お手元にお配りしております緑の冊子をご覧ください。

それでは、活動記録セットの12ページをお開きください。

こちらのページは記入例となっております。記録簿は月単位となっており、活動ごとに、活動した日、活動した場所及び該当活動内容欄への丸もしくは三角を記入していただき、合計欄には月の活動合計日数を記入してください。丸と三角の判断につきましては、4時間未満の活動であれば三角、4時間以上であれば丸となります。

なお、備考、メモ欄につきましては、貼り付けた記入例を参考にしてください。特に、記録簿中央の活動分類項目の農委法第6条第2項に基づく業務として、農地利用最適化推進活動につきましては、能率報酬の活動実績の該当項目となっておりますので、必ず備考、メモ欄に詳細を記入してください。

もう一点、記入する上での注意点としまして、農地パトロールを実施した際のチェックについてでございます。

毎月実施している転用地等の事実確認として現地を確認する農地パトロールは、②農地の権利移動や転用等の許可、意見、現地確認等の欄へのチェックとなります。毎年7月頃に年1回実施しています遊休農地等の確認のための利用状況調査、こちらにつきましては、同じく農地パトロールと言っておりますが、こちらの遊休農地に対する活動の際には、⑬番の農地パトロール（農地利用状況調査）の欄へのチェックをお願いします。

次に、14ページをお開きください。

農地利用の意向把握の状況及び地域の話合いへの参加状況についてですが、地区の方から

農地利用の意向を把握したときや、地区の話合いに参加されたときは、本記入例を参考に随時記録するようお願いいたします。

ここまでは記入例の説明となります。

実際の活動記録につきましては、17ページ以降を使用してください。こちらの活動記録簿は、昨年度までと同じく、当該月の翌月の総会時、または月末までに事務局へ提出をお願いいたします。例えば、6月分は7月総会時に提出、もしくは7月の末までに提出という形でお願いいたします。

令和4年の、1年後ぐらいですね、令和4年の3月分、年度末の提出につきましては、こちらの処理として、能率報酬の支給手続というのがあります。その関係上、早めに提出をお願いさせていただきたいと思いますので、令和4年の4月総会時、ちょうど1年後のこの総会時ではなくて、3月分というのは、令和4年の3月末までに農業委員会事務局、もしくは改善センターまでの提出のご協力をお願いさせていただくことになるかと思えます。

なお、随時、提出用の活動記録簿がこの総会時とかになれば、コピー等、こちらで用意していますので、お申しつけください。

次に、49ページから80ページ、こちらは、ご相談カードになりますので、各地区において、農地等の相談の際にご活用いただければと思います。

不明な点等がありましたら、事務局までご連絡いただければと思います。

最後ですが、本日、3月末までの活動記録簿、令和2年度分を提出する最終日になっておりますので、推進委員さんでまだ出されていない方もいらっしゃるかと思いますが、様式を忘れてしまった方は、必ず私までちょっと言っていただいて、必ず提出して帰っていただければと思います。

以上で活動記録セットの説明となります。

○議長 ただいま事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、ちょっと私のほうからよろしいですか。

先ほど、農業者年金加入推進について、事務局の説明の中で、加入名簿を基に訪問を決定するということで、各役員の方と相談して決めてくれというようなことがありましたので、増穂地区については、鶴澤職務代理、それから、山辺、大網、瑞穂につきましては、若菜農地部会長、それから白里については、内山農政部会長が中心となって、誰が訪問するかとい

うことを決めて、重複しないようにして推進していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

---

◎閉 会

○議長 なければ、本日予定していた日程は全て終了しました。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第24回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時12分)



上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年4月9日

農業委員会長

市 施 和 彦

署名委員

今 関 喜 明

署名委員

積 田 敏 春